

令和5年5月25日

令和5年度第2回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和5年5月25日（木）

午後1時30分開会～午後3時50分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について

報 告 3 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報 告 4 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第10号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 農政

協議（2） 令和6年度農林水産関係税制改正に関する要望について

協議（3） 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

5. 出席委員(23名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員

6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員

8番 鈴 木 淳 也 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員

10番 横 山 藏 人 委員

11番 中 鉢 守 委員

12番 洪 谷 裕 子 委員

13番 高 橋 英理子 委員

14番 佐々木 俊 通 委員

15番 下 山 信 行 委員

16番 只 埜 和 臣 委員

17番 菅 原 まり子 委員

18番 高 橋 順 子 委員

20番 菅 原 清 一 委員

21番 小野寺 正 晃 委員

22番 鈴 木 至 委員

24番 齋 藤 浩 義 委員

25番 熊 谷 安 正 委員

26番 佐々木 政 直 委員

6. 欠席委員(2名)

19番 中 條 泰 洋 委員

23番 佐々木 涉 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

9. 出席職員

事務局長 千 葉 晃 一

事務局次長 藤 本 将 寛

事務局長補佐 星 充 浩

事務局長補佐 真 田 賢 一

主幹兼係長 石 垣 佳 子

主幹兼係長 今 野 春 樹

主事 岡 田 隼 弓

再任主査 荻 野 信 男

主幹 遠 藤 利 典

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大 沼 淳 子

主事 三 塚 裕 介

再任主査 高 橋 清 一

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから、令和5年度第2回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。  
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定に

より、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、19番中條泰洋委員，23番佐々木渉委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和5年度第2回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。20番菅原清一委員，21番小野寺正晃委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、星充浩事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔報告1～4の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告4の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号28番から47番までの20か件のうち、番号31番から36番までの6か件は、議案第9号番号13番から15番までの3か件とそれぞれ関連することから、この6か件を議案第9号で併せて審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第7号番号28番から47番までの20か件のうち、議案第9号で併せて審議する番号31番から36番までの6か件を除いた番号28番から30番までの3か件と、番号37番から47番までの11か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第7号番号28番から30番までと、番号37番から47番までを合わせた14か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第7号番号28番から47番までの20か件のうち、議案第9号で併せて審議する番号31番から36番までの6か件を除いた番号28番から30番までと、番号37番から47番までを合わせた14か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第7号番号28番から47番までの20か件のうち、議案第9号で併せて審議する番号31番から36番までの6か件を除いた番号28番から30番までと、番号37番から47番までを合わせた14か件について、許可と決

定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第8号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号1番から4番までの4か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地副委員長、よろしく申し上げます。

6番委員。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。5月24日水曜日午前9時より、21番委員、1番委員、2番委員、4番委員、5番委員、9番委員の6名と事務局2名で現地調査をしましたので、調査報告いたします。番号1番から3番を4番委員、報告をお願いいたします。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号1番を報告いたします。転用目的は、駐車場3台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、四方宅地でございました。申請地の管理状況は、既に駐車場として利用されており、奥は雑草繁茂の状態となっております。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は自然浸透による処理で、土砂流出対策は、高低差のあるところは法面処理、北側は土留を設置しているため問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号2番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル24枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と北側が畑、西側が宅地、南側が山林でございました。申請地の管理状況は、解体された鶏舎の基礎が残っております。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は自然浸透による処理で、土砂流出については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号3番を報告いたします。転用目的は、道路舗装整備をするも

のです。申請地周辺の状況は、東側が田、西側と南側が宅地、北側が雑種地でございます。申請地の管理状況は、既に舗装整備され利用されている状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は既存のU字溝へ流し、土砂流出については、アスファルト舗装がなしているため問題ないものと見てまいりました。以上です。

6番（佐々木正彦委員）

番号4番を1番委員、報告をお願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番です。番号4番を報告いたします。転用目的は、藁置場、作業場及び駐車スペースとして利用するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が宅地、南側と北側が市道を挟んで田でございます。申請地の管理状況は、既に建物が建っており、以前より藁置場として利用されていたと思われま。農業用施設ですが、明らかに200平方メートル以上あると感じました。無断転用と思われま。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、農業用施設を設置するものであるため例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。土砂流出については、道路側にある土地なので隣接する農地には影響はないと思われま。

6番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第8号番号1番から4番までの4か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号3番について、既に舗装整備されていたとご報告がありました。が、詳しい経緯の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

経緯についてご説明させていただきます。申請人に確認したところ、近隣の保育園に土地を貸しており、その保育園を建設中に道路舗装を行ったと伺いました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。自分の担当地区でもあるため現地に行き、本日の午前中、申請人に話を伺ったところ、工事は業者に任せていたため、無断転用であるとは知らなかったとのことです。ご本人より、やってしまったことは事実であるため、何らかの処分があれば受けますと話がありました。以上のことから、無断転用ということで始末書の提出が必要かと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

番号3番に関連して、そのほか質疑ございませんか。24番委員

24番（齋藤浩義委員）

24番です。先ほど事務局より、保育園を建設中に道路舗装が行われたと説明がありましたが、何年前に施工されたものなのか。また、今回の転用申請理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

ご説明させていただきます。保育園の建設ですが、平成27年に農地法第5条の転用許可申請がなされており、実際の建築は、平成29年から30年にかけて行っております。

なお、今回こちらの転用申請がなされた経緯ですが、申請人から近隣にある別の土地の転用の相談を受けた際に、当該地が既に舗装されている状態となることが発覚し、転用許可申請を上げていただきました。

議長（佐々木政直会長）

24番委員よろしいですか。

24番（齋藤浩義委員）

わかりました。



議長（佐々木政直会長）

14番委員より、始末書の提出を求めるとのご意見がございました。これについて、皆さんからご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号1番について質問します。既に駐車場として利用されていたとご報告がございましたが、いつ頃からそのように利用されていたかはおわかりになりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

ご説明させていただきます。申請者に経緯を伺ったところ、数年前ということですが、具体的な年数のご提示がなかったため、わかりかねます。

議長（佐々木政直会長）

14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

駐車場として利用されていたということですが、舗装や砂利敷きなどの状態でしょうか。

議長（佐々木政直会長）

4番委員。

4番（佐藤裕之委員）

舗装や砂利敷きなどはされていなく、住宅を建てる際に土盛りされ、そのまま利用されているようです。

議長（佐々木政直会長）

14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。農地を数年間、駐車場として利用されていたということは、無断転用であるため、申請者から始末書の提出が必要かと思われます。

議長（佐々木政直会長）

番号1番に関連して、そのほか質疑ございませんか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。どなたが駐車場として利用されていたかは、おわかりになりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

近隣の知人の方とお伺いしております。

議長（佐々木政直会長）

20番委員よろしいですか。

20番（菅原清一委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

近隣の方に駐車場として貸していたのは、申請人でしょうか。

議長（佐々木政直会長）

8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。地元委員ですのでご説明させていただきます。当該地は申請人の父が取得した土地で、父が亡くなった後、申請人の母が相続しました。その後、その母が亡くなり申請人が相続されたようです。昨日、事務局より連絡を受け当該地に向かいましたが駐車車両はございませんでした。土地家屋調査士に連絡し、申請人は当該地を知人を介して、乗用車1、2台分の駐車場として有料で貸しているという話を伺いました。相続で取得した土地ですが、有料で駐車場として貸しているということであれば、この責任は申請人にあると思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

11番委員よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。有料で駐車場として貸していたということは無断転用ですので、申請人より始末書の提出が必要かと思えます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、14番委員から申請人より始末書の提出を求めるという意見でございますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号2番についてご質問します。鶏舎の基礎が残っていたとご報告がございましたが、基礎の面積はわかりますか。

議長（佐々木政直会長）

4番委員。

4番（佐藤裕之委員）

鶏舎の基礎は200平方メートル以内だと思われま。そのほか解体せず物置として使っていた部分もございました。鶏舎ということで農業用施設となりますので、問題ないものと見てまいりました。

議長（佐々木政直会長）

22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。もともと鶏舎として利用されており農業用施設ではありますが、解体後、太陽光発電パネルを設置するにあたり、基礎が残っていても問題はないと思えます。皆さんのご意見はいかがでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

22番委員より、妥当ではないかというご意見をいただき、皆さんからのご意見を伺いたいとのことでした。2番に関してご意見ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。問題ないと判断する方が多数かと思われませんが、解体され不用な基礎は残材であり、そのまま残っているのは不適かと思えます。

議長（佐々木政直会長）

4番委員。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。当該申請地の南側は山林になっているとご報告しましたが、急傾斜地となっており、基礎を撤去してしまうと崩れる恐れがあると思われしますので、ここの地権者はそのまま残しておく判断したのだと思われそうです。そのことより、私も基礎が残っていても問題はないものと見てまいりました。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

4番委員，22番委員より問題はないとのご意見をいただきました。そのほか質疑ございませんか。22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号4番についてご質問します。藁置場は200平方メートルを超える面積ですが、現地調査委員より詳しいご説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

1番委員。

1番（小関芳樹委員）

1番です。当該申請地は既に藁置場として利用されており、何らかの処分が必要なのかと思われそうです。205平方メートルの藁置場として利用すると申請がありましたが、大きすぎると思いました。

議長（佐々木政直会長）

22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。申請に至った経緯について、もう少し詳しくご説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

当該申請地は当初、農地法第3条の売買での相談を受けておりました。その際、土地の状態を航空写真で確認しましたところ、建物が建っていたため、まず、現所有者による農地法第4条で申請をするよう指導したものとなります。以上です。

議長（佐々木政直会長）

22番委員よろしいですか。

22番（鈴木至委員）

ただいまの説明によるならば、当該申請地は無断転用であり、申請人から始末書の提出を求めるのが妥当だと思います

議長（佐々木政直会長）

ただいま、22番委員より始末書の提出を求めるとのご意見がございました。これについて皆さんからご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第8号番号2番の1件について、意見相当と認め県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である番号1番、3番、4番の3か件については、申請者から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第8号番号2番の1か件について、意見相当と認め県に進達いたします。また、無断転用である番号1番、3番、4番の3か件については、申請者から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番

号12番から24番までの13か件と、関連する議案第7号番号31番から36番までの6か件について、併せて審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地副委員長、よろしく申し上げます。

6番委員。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。それでは現地調査報告いたします。番号12番を2番委員、報告をお願いいたします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号12番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル160枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方宅地でございました。申請地の管理状況は雑草繁茂の状態、以前は畑として使用していた形跡がございました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は既存のU字溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

6番（佐々木正彦委員）

番号13番を9番委員、報告をお願いします。

9番（菅原ひろみ委員）

9番です。番号13番を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル架台支柱54本、引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は、北側が宅地、その他三方が田でございました。管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、10年以内の一時的な転用であり、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は土側溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

6番（佐々木正彦委員）

番号14番, 15番を1番委員, 報告をお願いします。

1番 (小関芳樹委員)

1番です。番号14番を報告いたします。転用目的は, 太陽光パネル架台支柱66本, 引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は, 東側が市道を挟んで田, 西側と南側が田, 北側が宅地でございました。管理状況は, 除草管理されておりました。農地区分は農振農用地で, 原則転用不許可だが, 10年以内の一時的な転用であり, 利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ, かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため, 例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが, 雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして, 番号15番を報告いたします。転用目的は, 太陽光パネル架台支柱56本, 引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は, 東側と南側が田, 西側が山林, 北側が畑でございました。管理状況は, 除草管理されておりました。農地区分は農振農用地で, 原則転用不許可だが, 10年以内の一時的な転用であり, 利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ, かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため, 例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが, 雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

6番 (佐々木正彦委員)

番号16番, 17番を9番委員, 報告をお願いします。

9番 (菅原ひろみ委員)

9番です。番号16番を報告いたします。転用目的は, 太陽光パネル160枚を設置するものです。申請地周辺の状況は, 東側が宅地, 西側が畑, 南側と北側が田でございました。管理状況は, 雑草繁茂の状態でした。農地区分は, 都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で, 原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが, 雨水排水は自然浸透による処理と隣接する排水溝を利用することで, 問題ないものと見てまいりました。

続きまして, 番号17番を報告いたします。転用目的は, 宅地分譲8区画, 位置指定道路, その他公衆用道路等を設置するものです。申請地周辺の状況は, 北側

が宅地，その他三方が田でございました。管理状況は，昨年までは作付けされていた状態で，耕起がなされておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水はU字溝と既存の水路を利用し，生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は，東側に擁壁を設置するとのことでした。以上です。

6番（佐々木正彦委員）

番号18番を2番委員，報告をお願いします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号18番を報告いたします。転用目的は，進入路として利用するものです。申請地周辺の状況は，西側が山林で，その他三方が田でございました。管理状況は，雑草繁茂の状態でした。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うものであって，当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり，第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は南側のU字溝を利用し，土砂流出対策は，法面処理をすることで問題ないものと見てまいりました。以上です。

6番（佐々木正彦委員）

番号19番，20番を5番委員，報告をお願いします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号19番，20番を併せて報告いたします。転用目的は，駐車場48台分として利用するものです。申請地周辺の状況は，北側が水路を挟んで田，その他三方が道路を挟んで田でございました。管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，既存施設の拡張であるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で，土砂流出対策は，盛土し法面処理をすることで問題ないものと見てまいりました。以上です。

6番（佐々木正彦委員）



番号21番を5番委員，報告をお願いします。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号21番を報告いたします。転用目的は，寺参道として利用するものです。申請地周辺の状況は，北側が田，その他三方が道路を挟んで田でございました。管理状況は，既に参道として舗装されておりました。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが既存施設の拡張であるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は，既存の土側溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。

6番（佐々木正彦委員）

番号22番を21番委員，報告をお願いします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号22番を報告いたします。転用目的は，土砂置場，トラック回転スペース及び搬入搬出作業スペースとして利用するものです。申請地周辺の状況は，東側と南側が田，西側と北側が宅地でございました。管理状況は，既に土砂と建築資材等が置かれておりました。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で，オーバーフローした場合は既存の水路に排水することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

6番（佐々木正彦委員）

番号23番，24番を5番委員，報告をお願いします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号23番を報告いたします。転用目的は，駐車場8台分，車路として利用するものです。申請地周辺の状況は，四方宅地でございました。管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は既存のU字溝を利用することで問題ないものと見てまいりました。

続きます。番号24番を報告します。転用目的は、建売住宅4棟、駐車場10台分、敷地内道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方宅地でございます。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水はU字溝を設置し、生活排水は公共下水道を利用するとのこと。土砂流出対策についてですが、申請地周辺はブロック擁壁と土留で囲まれているため問題ないものと見てまいりました。

6番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第9号番号12番から24番までの13か件と、関連する議案第7号番号31番から36番までの6か件について、併せて質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号13番から15番関連の農地法第3条番号31番、33番、35番について質問します。前回の第1回定例総会でも伺いましたが、譲受人の法人の経営内容を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

議案第7号番号31番、33番、35番の譲受人の経営内容についてご説明させていただきます。事業状況ですが、令和4年の売上高は350万円となっております。内訳はミョウガが90万円、牧草が120万円、そのほかは、農作業受委託での売上となっております。

議長（佐々木政直会長）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

農地法第3条の権利移動の際、所有している機械、耕作する土地までの距離、作業人員数などの確認がありますが、その中で技術力というのも含められます。こちらの譲受人は法人を設立してから4、5年経過しておりますが、経営

農地が約20ヘクタールに対して売上高が350万円とのことで、依然として技術力が低いのではと思われます。そのような状況で、規模拡大をするというのは問題なのではと私は思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

これまでの経緯は皆さんもご存知かと思いますが、当初、榊の栽培から始まり、計画通りに育たなかったことから、今回ユーカリなどに作物変更をして、売上を上げる努力をしているようです。しかしながら現時点では、太陽光パネル下での営農だけでは経営が成り立たないということから、農作業受委託も併せて行いながら、収入を補っているとのことでございます。今後につきましても、太陽光パネル下での営農について、安定した作物の収穫ができるよう取組んでいる状況であると伺っております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。営農型という名を借りた太陽光パネル事業だと思います。先ほども申し上げましたが、農業としての売上を上げる目的があるのでしたら、きちんとした営農体制を整えるべきではないかと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

今の関連でお話させていただきます。今年の2月28日付の日本農業新聞に、全国で展開している営農型太陽光発電の下部農地で生産された農作物の収量がどのような状況かという調査を農林水産省で行い、約20パーセント弱については、収量が8割未満の結果となっているという記事が掲載されておりました。農林水産省はこのような結果を受け、引き続き通達を行い、農地を適切に管理しているかを重視しているようです。

この法人につきましても、作物をいろいろ変更しながら営農を継続する意思を示しており、事務局としても引き続き、推移を見ていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号22番について質問します。既に土砂や建築資材等が置かれていたとご報告がありましたが、詳しい経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

経緯をご説明させていただきます。こちらの申請地は、令和4年度第11回定例総会で隣接地を含めた申請がなされた経緯がございます。県に進達した際、今回の申請地のうち1筆が、既に土砂や建築資材等が置かれている状態となっていたため、報告3でもありましたように一旦取下げをし、この筆のみで再度、申請したという流れとなっております。譲受人からは、整地をしてから転用申請をされると伺っておりました。

議長（佐々木政直会長）

14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

以前の申請がなされてから日にちが経過しておりますが、撤去はされず現在も土砂や建築資材が置かれている状態ですので、無断転用であり、譲受人から始末書の提出が必要だと思います。

議長（佐々木政直会長）

番号22番に関連して、そのほか質疑ございませんか。22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号22番について地元委員としてご報告させていただきます。こちらは令和4年度第11回定例総会で許可した案件ですが、今回、取下願があったため、事務局に経緯をお伺いしました。昨日、現地を確認しましたが、前よりも更に土砂や建築資材が置かれ、酷い状態となっております。無断転用であり始末書の提出が妥当であると思います。

また、県から差し戻されたとのことですが、1000平方メートルを超えない農地

に関しては、県職員は現地を確認しないと思われませんが、申請地の状態は図面等で確認したのでしょうか。

事務局（岡田隼弓主事）

県の担当者はインターネットの航空写真等で状況等を確認しております。

議長（佐々木政直会長）

22番委員よろしいですか。

22番（鈴木至委員）

わかりました。

議長（佐々木政直会長）

番号22番に関連して、そのほか質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

以前から土砂や建築資材等が置いてあり、撤去されていない状態なので、譲受人から始末書の提出が必要かと思います。

議長（佐々木政直会長）

14番委員から、譲受人から始末書の提出を求めるとのご意見をいただきました。番号22番に関連して、そのほか質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

譲受人は、担当農業委員が事前に現地を確認するとわかっているにも関わらず、残材を撤去することもなく、現在も更に追加で砂利等を置いており悪質かと思われます。それなりの始末書の提出が必要かと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、14番委員、11番委員から始末書の提出を求めるとのご意見でございます。ご異議ございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。県の今までの対応を鑑みると追認となるようですので、単なる始末書では不足であると思います。原状復帰をすると文言を入れるべきではないでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

8番委員の始末書に原状復帰をすると文言を入れるというご意見に、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ番号22番について、譲受人から始末書の提出を求めたいと思います。そのほか質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号21番について質問します。既に舗装され参道として利用されていたとご報告がございましたが、いつ頃から舗装されていたのでしょうか。また、その経緯はおわかりになりますか。

議長（佐々木政直会長）

18番委員。

18番（高橋順子委員）

18番です。地元委員のためご説明させていただきます。先日、譲受人に確認したところ、基盤整備前は当該地の周辺にため池があり、トラック等が通れるよう埋め立てて道路にし、現在も舗装されている状態となっております。20年近く前から参道として住民の方々が利用していたと伺っております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

事務局でも譲受人から話を伺い、昭和60年頃に通路として利用され、平成6年頃に舗装を行ったとのことでした。

議長（佐々木政直会長）

14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

どなたが舗装を行ったかはわかりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

寺の護持会で舗装を行ったと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。以前から参道として使っていたことから、譲受人から顛末書の提出が必要だと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、14番委員から顛末書の提出を求めるといご意見がございました。番号21番に関連して、そのほかご意見ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ14番委員のご意見の通り、譲受人から顛末書の提出を求めるとのことでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第9号番号12番から20番、番号23番から24番の11か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である番号21番、22番の2か件については、会長及び県知事宛に番号21番は譲受人より顛末書の提出、番号22番は譲受人より始末書を提出を求め、無断転用である旨の意見を付して、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第9号番号12番から20番、番号23番から24番の11か件について意見相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である番号21番、22番の2か件については、会長及び県知事宛に番号21番は譲受人より顛末書の提出、番号22番は譲受人より始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達します。

なお、関連する議案第7号番号31番から36番について許可と決定し、農地法第5条第1項の許可が、県より交付されると同時に許可書を交付するものいたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで暫時休憩いたします。午後 3 時10分まで。

[午後 3 時から午後 3 時10分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議長（佐々木政直会長）

議案第10号農地転用事業計画変更承認申請について、番号18番の 1 案件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第10号番号18番の 1 案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第10号番号18番の 1 案件について、意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第10号番号18番の 1 案件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号75番から193番までの119案件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第11号番号82番の 1 案件については、          番委員が関係する案件であります。この 1 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]



議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第11号番号82番の1件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。■番委員退席願います。

[■番 ■委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

議案第11号番号82番の1件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第11号番号82番の1件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第11号番号82番の1件について、承認いたします。

■番委員の入室を認めます。

[■番 ■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

議案第11号番号108番から112番の5件については、■番委員が関係する案件であります。この5件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第11号番号108番から112番の5件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。■番委員退席願います。

[■番 ■委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第11号番号108番から112番の5件について、質疑を承ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第11号番号108番から112番の5か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第11号番号108番から112番の5か件について、承認いたします。■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■■■■■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第11号番号75番から81番までと、番号83番から107番までと、番号113番から193番までを合わせた113か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第11号番号75番から81番までと、番号83番から107番までと、番号113番から193番までを合せた113か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第11号番号75番から193番までの119か件のうち、先に審議した番号82番と番号108番から112番の6か件を除いた113か件について承認し、先に審議した6か件を合わせた119か件について、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第12号非農地証明願について、番号4番の1か件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地副委員長、よろしく申し上げます。

6番委員。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。それでは現地調査報告いたします。番号4番を21番委員、報告をお願いいたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号4番を報告いたします。申請地の状況は、アスファルト舗装され、居宅の門道として利用されておりました。20年以上経過していることの証明となるものは、固定資産の課税証明書で、建築年次が大正以前の居宅が存在していることを確認いたしました。以上です。

6番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査を報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第12号番号4番の1か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第12号番号4番の1か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第12号番号4番の1か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次第の8協議事項に入ります。はじめに、農政の協議（2）令和6年度農林水産関係税制改正に関する要望について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔資料によりの説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（２）令和６年度農林水産関係税制改正に関する要望については原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、農政の協議（２）令和６年度農林水産関係税制改正に関する要望については原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、農政の協議（３）令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（３）令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、農政の協議（３）令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、事務局、委員のほうから報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか報告並びに連絡事項はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和5年度第2回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時50分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 菅 原 清 一

委 員 小野寺 正 晃